

## 山梨県林業研究グループ連絡協議会活動支援事業補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 山梨県知事（以下「知事」という。）は、林業技術・知識の向上を図るため山梨県林業研究グループ連絡協議会が実施する、先進的な林業経営の実態把握、全国的な学習・地域活動への参画等の事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、山梨県林業研究グループ連絡協議会が実施する先進的な林業経営の実態把握、全国的な学習・地域活動への参画等の事業とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、第2条に規定する補助事業に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

謝金、賃金、旅費、使用料、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、燃料費

### (補助金の額)

第4条 補助金の額については、補助対象経費の1/2以内とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付申請は、知事が別に定める期日までに補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

### (補助金交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ適当と認められる場合は、速やかに交付の決定を行い通知する。

### (補助金交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この補助金は、補助事業以外に使用してはならない。
- (2) 第1号様式別紙1における各事業について変更をする場合には、事業内容変更承認申請書（第2号様式）により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金額に変更を生じないで、補助事業の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の変更については、この限りではない。
- (3) 交付決定をした年度内において事業が完了し、規則第12条第2項の規定により実績報告書が提出された場合において、補助金所要額に20%以内の減額を生じたときは、当該実績報告書をもつ

て変更申請書とみなし、補助金の交付決定を変更することができる。

- (4) 補助事業についての収入支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入支出についての証拠書類を補助事業の完了する日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(補助金交付の方法)

第8条 補助金交付の方法は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合は概算払いすることができる。概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書（第3号様式）により行うものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金を交付した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成13年 6月20日から施行する。

この要綱は、平成18年 4月1日から施行する。